

令和3年3月に策定した東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第4期）について、令和5年度当初予算の編成を踏まえ、改訂版を策定したもの。なお、改訂部分は、裏面施策体系の「個別取組」の「第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進」（2 除染に伴い生じた土壤及び廃棄物の処理）の事業名（1事業）を変更し、「第2 被害を受けた事業者等への支援（3 風評被害への対策）」の令和4年度で終了した1事業を削除したもの。

## 1 実施計画の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、県では東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針及び同実施計画を策定して、放射線・放射能に係る諸般の課題について取り組んできた。

現在、生活環境に係る影響は震災以前の状況に戻りつつあるものの、「自然環境における放射性物質汚染の未解消」、「一部の諸外国・地域での輸入規制の継続」、「見通しの立たない汚染廃棄物等の処分」、「民間事業者等への損害賠償が道半ば」、「風評や放射線に対する不安・懸念」などの残された課題があり、引き続き原発事故被害対策に全力で取り組んでいく必要があるため、令和3年3月に東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針を改訂し、その基本方針に基づき、令和3年3月に東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画の第4期計画を策定した。

### ○目標

#### 震災以前の安全・安心なみやぎの再生～原発事故被害の収束・解消に向けて～

震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、引き続き原発事故被害対策に全力で取り組んでいく。

## 2 実施計画（第4期）の構成

実施計画（第4期）を策定するに当たり、令和2年12月に実施計画（第3期）事業評価（第3期計画で実施した62事業の評価）を実施したところ、大半の事業は必要性が「妥当」または「概ね妥当」であり、今後の方向性についても「原発事故対策として継続」すべきという結果となった。

また、実施計画（第4期）では、改訂された基本方針に基づき個別取組方針を4項目とし、令和3年度より実施する事業をとりまとめた。

### ○4つの個別取組方針

#### 第1 「放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進」

放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染に伴い生じた土壤及び廃棄物の処理

#### 第2 「被害を受けた事業者等への支援」

損害に対する確実な賠償請求、風評被害への対策、技術的支援

#### 第3 「不安解消及び風評発生の防止」

空間放射線量率のモニタリング、放射性物質濃度のモニタリング、正しい知識の普及・啓発

#### 第4 「その他原発事故被害収束への取組」

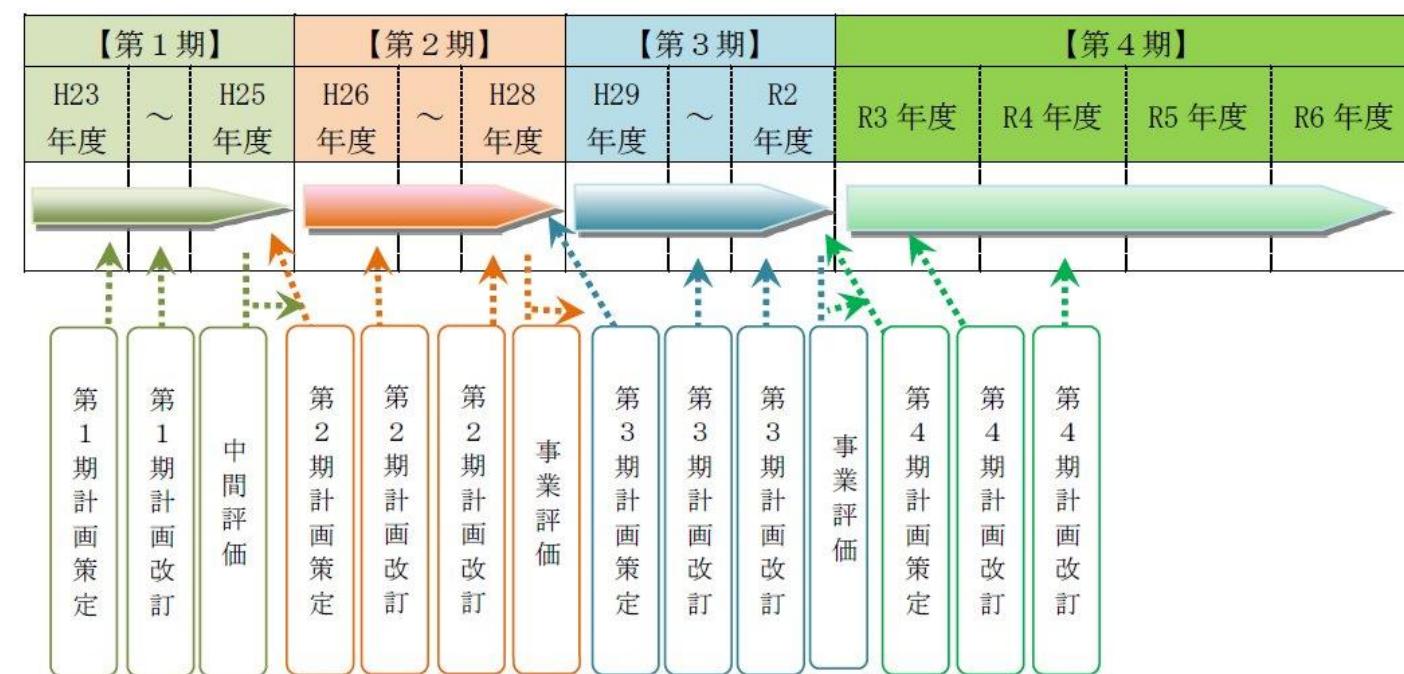
県民一丸となった取組体制の構築、福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握、

国や東京電力に対する要望・要請

## 3 計画の期間

原発事故後の課題がまだ残っていることから、計画期間については、上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年3月策定、計画期間：令和3～12年度 10年間）の実施計画（震災復興・サポート計画）の前期4年間の期間と合わせ、令和3年度から令和6年度までの4年間を第4期期間としている。

### ○実施年度



# 施 策 体 系



※1 再掲を含まない事業数は44事業

※2 放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業(放射性物質汚染廃棄物対策室)では、個別取組第1(1)(汚染廃棄物処理促進事業) 及び(2)(除染対策事業)を実施